

「アジア健康構想」実現に向けた
介護・ヘルスケア産業の国際展開等に関する調査
報告書

令和5年3月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

目次

第1章 調査の概要	1
1. 調査の背景・目的	1
2. 調査概要	2
(1) 自立支援に資する介護の対外発信資料（日本語・英語）の活用に関する調査	2
(2) 「介護のための日本語テスト」審査に関する実証調査	2
(3) 自立支援に資する介護の対外発信資料掲載事業者に関する調査	3
第2章 自立支援に資する介護の対外発信資料の活用に関する調査	4
1. 総括	4
2. 調査内容	4
(1) ヒアリング実施先一覧	5
(2) ヒアリング内容・寄せられた意見	5
(3) 海外機関及び国内関係諸機関との連携について	9
第3章 「介護のための日本語テスト」審査に関する実証調査	12
1. 総括	12
2. 調査内容	13
(1) 応募要項や審査基準等についての検証	13
(2) 「介護のための日本語テスト」の開発・運営事業者の応募及び審査	15
(3) 既存事業者や他試験実施機関の試験内容や実施状況の確認	16
(4) 「介護のための日本語テスト」の運用・審査に関する検討会	17
第4章 自立支援に資する介護の対外発信資料掲載法人へのヒアリング	19
1. 総括	19
2. 調査内容	19
(1) 法人外国人担当者向け調査	19
(2) 外国人介護人材向け調査	20
(3) 詳細ヒアリング調査	21
第5章 まとめ	27

第1章 調査の概要

1. 調査の背景・目的

健康・医療戦略推進法に基づき作成された第1期健康・医療戦略（平成26年7月22日閣議決定、平成29年2月17日一部変更）においては、医療技術・サービスの国際展開について、「日本が新興国に対して、具体的なサービスの提供、医療・介護システムの構築に協力することで、医療・介護に関する相互互恵的な関係を構築する」こととした。この方針は、第2期健康・医療戦略（令和2年3月27日閣議決定、令和3年4月9日一部変更）においても引き継がれ、とりわけ、今後アジアにおいてニーズが高まるとされる介護を含む高齢分野においては、「海外の人材の日本語習得環境の強化・拡充にも通じ、日本とアジア各国との人材還流を促進する。我が国のアジアへの健康・医療関連産業の展開に当たっては、これらの人材とのつながりを足掛かりとし、最大限活用することを目指す」こととしている。

同戦略を踏まえ、健康・医療戦略推進本部は「アジア健康構想に向けた基本方針」（平成28年7月29日決定、平成30年7月25日改定）を決定した。この基本方針のもと、アジアにおける健康長寿社会の実現と持続可能な成長を目指し、医療・介護、ヘルスケアサービス、健康な生活を支えるサービスについて、相手国における自律的な産業を振興するための取組を推進してきた。

アジア健康構想の下、日本は、アジア各国との間でヘルスケア分野における協力覚書の署名を進め、現在（令和5年3月31日時点）までにインド保健家庭福祉省（平成30年10月）、フィリピン保健省（平成31年2月）、ベトナム保健省（令和元年7月）、インドネシア保健省（令和2年10月）、ラオス保健省（令和2年11月）、タイ保健省他関係省庁（令和3年8月）と協力覚書を署名した。これらの協力覚書に基づき、介護分野も含めて、協力事業を推進していくこととしている。

これまで、介護分野における具体的な取組として、例えば、官民連携プラットフォームである国際・アジア健康構想協議会（平成29年2月立ち上げ）を通じ、アジアに紹介すべき日本的介護の整理や、人材還流・教育関連の整理等について検討を進めてきた。令和3年度に実施した「アジア健康構想」実現に向けた介護・ヘルスケア産業の国際展開等に関する調査（以下、「令和3年度調査」とする）においては、「日本における介護」を海外へ訴求する観点から、「自立支援に資する介護」の整理とそれらの周知方法について調査・検討を進め、対外発信資料「日本における介護について（以下、「対外発信資料」とする）」を作成した。

令和4年度（調査期間：令和4年10月28日～令和5年3月31日まで）においては、令和3年度に作成した対外発信資料の有効な広報先、周知や連携の方法、資

料の有効な活用方法を調べるため、国内外諸機関へのヒアリング等を通じた調査を実施した。また、現在の日本国内で就労する外国人介護人材の状況等について調査を行うことにより、今後の対外発信資料の改良・改善点等についても調査を行った。この他、外国人介護人材の日本語習得環境を整備する必要性から、「介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテスト（以下、「介護のための日本語テスト」とする）」の開発・運営事業者の募集に加え、審査基準等の見直し等を行った。

2. 調査概要

(1) 自立支援に資する介護の対外発信資料（日本語・英語）の活用に関する調査

令和3年度までに、「日本における介護」を海外へ訴求させるため、ワーキング・グループ（以下、「WG」とする）を組成し、同WGの有識者の提言等も踏まえ、対外発信資料（日本語版・英語版）を作成した。

令和4年度は、対外発信資料について、有効な広報先、周知や連携の方法、資料の活用方法を調べるため、アジアの二国間協力覚書に署名している国を中心に、関係諸機関（介護分野の送出機関、政府系機関、学術機関等）に対し、対外発信資料の活用・普及方策に関するヒアリング調査を実施した。また、国内外の関係諸機関との今後の周知の連携可能性についての協議も行った。この結果、技能実習生として来日を検討している学生が読むには難易度が高いものの、技能実習生向けに現地で日本語を教える教師等関係者には参考になる等との意見があり、現地教育機関や関連団体等での活用の可能性についての示唆が得られた。

また、関係機関との連携により、OTIT(外国人技能実習機構)ホームページ及び厚生労働省が運営するJapan Care Worker Guideホームページへの同資料の掲載に至り、対外発信資料の閲覧回数の増加につながった。

(2) 「介護のための日本語テスト」審査に関する実証調査

アジア健康構想が目指す、外国人介護人材の円滑かつ効果的な還流を促進するためには、当該国及び日本において日本語習得環境を整備する必要がある。

平成30年3月の第2回「国際・アジア健康構想協議会」における、介護の現場で外国人に必要な日本語コミュニケーション能力を調査研究する必要がある、との提言を踏まえ、Can-do ステートメントとして「JF 日本語教育スタンダード参照『介護の日本語 Can-do ステートメント (KCDS)』¹」（以下、「KCDS」

¹ JF 日本語教育スタンダード参照『介護の日本語 Can-do ステートメント (KCDS) <http://nihongo.hum.tmu.ac.jp/KCDS/>

とする)が開発された。平成30年度²に、KCDSに基づく新たな日本語テストの評価及び審査体制に関して検討され、令和元年度³に、有識者による「介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテストの運用・審査に関する検討会」(以下、「有識者検討会」とする)を組織し、令和2年度⁴にて、有識者検討会による審査の結果、株式会社ショウイン⁵を試験実施事業者として合格とすることを決定した。

その後、令和3年6月30日に「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び、技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び、作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」の一部改正⁶により、「介護のための日本語テスト」が技能実習生の日本語能力要件⁷に追加された。

令和3年度⁸には、試験実施事業者の間口を広げるべく、Paper Based Testing (以下、「PBT」とする)形式による試験実施を容認する方針とした。

本調査においては、Computer Based Testing (以下、「CBT」とする)形式に加え、PBT形式で当該テストを実施した場合の効果的かつ継続的な実施体制及び、審査項目の見直し等に係る調査を行った。また、この結果を踏まえ、審査基準、審査のためのチェックリスト、試験実施報告書等を策定した。

(3) 自立支援に資する介護の対外発信資料掲載事業者に関する調査

令和3年度に作成した対外発信資料「日本における介護」に掲載している事業者を対象に、現在の外国人介護人材の状況、対外発信資料の活用状況等について調査を行った。

² 平成30年度「アジア健康構想」実現に向けたヘルスケア産業のアジア国際展開等に関する調査を参照。

³ 令和元年度「アジア健康構想」実現に向けたヘルスケア産業のアジア国際展開等に関する調査を参照。

⁴ 令和2年度「アジア健康構想」実現に向けたヘルスケア産業のアジア国際展開等に関する調査を参照。

⁵ 「介護のための日本語テスト」の試験実施主体は株式会社ショウインであるが、実務部分を一般社団法人外国人日本語能力検定機構(JLCT)に業務委託している。JLCTは株式会社ショウインの組織内の一部門であり、連携体制にある。

⁶ 「「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」の一部改正について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000799756.pdf>

⁷ 介護職種の日本語能力要件には、「介護のための日本語テスト」の他、日本語能力試験(JLPT)、J.TEST 実用日本語検定、日本語 NAT-TEST がある。

⁸ 令和3年度「アジア健康構想」実現に向けたヘルスケア産業のアジア国際展開等に関する調査を参照。

第2章 自立支援に資する介護の対外発信資料の活用に関する調査

1. 総括

対外発信資料「日本における介護」について、政府系機関及び介護に関連する団体に対し、合計18件のヒアリング調査を実施した。対外発信資料の活用・普及方策に関する意見を頂いた他、国内外の関係諸機関との連携可能性についても協議を行った。

主な意見としては、

- ・ 技能実習生を希望している学生が読むには難易度が高い
- ・ 技能実習生向けに現地で日本語を教える教師等関係者には参考になる

という意見が聞かれた。この他、現地教育機関や関連団体等での活用の可能性についての示唆も得られた。

更には、関係機関との連携により、OTIT(外国人技能実習機構)ホームページ⁹及び、厚生労働省が運営するJapan Care Worker Guide ホームページ¹⁰への同資料の掲載に至り、対外発信資料の閲覧回数の増加につながった。その他、海外の関係機関(フィリピン保健省、フィリピン移住労働者省)との連携に向けた協議も行った。

2. 調査内容

対外発信資料について、政府系機関及び介護に関連する団体に対し、合計18件のヒアリング調査を実施した。国別では、ベトナム、インドネシア、フィリピン、タイの4カ国、組織区分では送出機関計5機関、監理団体4機関、政府及び政府系機関9機関である。ヒアリング調査では、主に、①対外発信資料に関する意見(充実させてほしい内容)、②活用方法、③今後、更に普及させるための方策について意見を頂くとともに、国内外の関係諸機関との連携可能性についても調査を行った。

対外発信資料

日本語：

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/jp/pdf/nursing_care.pdf

英語版：

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/en/pdf/nursing_care.pdf

⁹ OTIT(外国人技能実習機構)ホームページ <https://www.otit.go.jp/>

¹⁰ Japan Care Worker Guide

(日本語サイト：<https://japanccwg.com/ja/11556/>、英語サイト：<https://japanccwg.com/11558/>)

(1) ヒアリング実施先一覧

ヒアリング実施先は以下の18件である。

	会議	国*	区分
1	令和4年11月28日(月)	日本	政府系機関
2	令和4年12月1日(木)	ベトナム	送出機関
3	令和4年12月5日(月)	日本(ベトナム)	監理団体
4	令和4年12月6日(火)	インドネシア	送出機関
5	令和4年12月6日(火)	日本(インドネシア)	監理団体
6	令和4年12月14日(水)	日本	政府・政府系機関
7	令和4年12月19日(月)	フィリピン	送出機関
8	令和4年12月19日(月)	日本(フィリピン)	監理団体
9	令和4年12月21日(水)	インドネシア	政府機関
10	令和4年12月26日(月)	タイ	送出機関
11	令和4年12月26日(月)	日本(タイ)	監理団体
12	令和5年1月12日(金)	タイ	送出機関
13	令和5年1月13日(金)	—	政府系機関
14	令和5年1月20日(金)	フィリピン	政府機関
15	令和5年2月10日(金)	フィリピン	政府機関
16	令和5年2月17日(金)	ベトナム	政府機関
17	令和5年2月17日(金)	ベトナム	政府機関
18	令和5年2月27日(月)	フィリピン	政府機関

注：監理団体は日本の法人だが、受け入れている技能実習生の主な出身国をカッコ書きで記載している。

(2) ヒアリング内容・寄せられた意見**1) 主な質問項目概要**

① 対外発信資料について	・内容
	・体裁
	・関心の強い部分、充実させてほしい内容
	・その他
② 活用方法について	・どのような機会に役立てられるか
	・誰が役立てられるか等
③ 普及方法について	・どのような先でニーズがあると考えられるか等
④ 広報先として有効な方へのご紹介等	・普及、拡散のための協力機関をご紹介の可否

ヒアリングにおいては、以下の資料等を活用しつつ調査趣旨の説明を行い、意見の収集を進めた。



AHWIN
Asia Health and Wellbeing Initiative

Office of Healthcare Policy
Cabinet Secretariat
Government of Japan



The Asia Health and Wellbeing Initiative (AHWIN)

AHWIN aims to promote regional cooperation that fosters sustainable and self-reliant healthcare systems in Asia. The goal is to create vibrant and healthy societies where people can enjoy long and productive lives, and to contribute to the region's sustainable and equitable development and economic growth.





Our activity in FY2021

- Collect good practice of nursing care in Japan
- Consortium of the Asia Health and Wellbeing Initiative
 - Online Symposium (100 participants from all over Japan)
 - Computer Based Testing (CBT) (Computer Based Testing)
- Nursing care focused Japanese language evaluation test

Published "Nursing Care in Japan"

Contents:
1. Concept of "Nursing care in Japan"
2. Introduction of individual facilities
3. Case example of measures
4. Appendix



Our goal for FY2022

- Spread knowledge of "Nursing care in Japan" to the people who teach Japanese language and cultures etc. to the candidate of nursing care technical intern trainees and related organizations/agencies to accelerate human resource circulation in Asia.
- Expand the knowledge of "Self-dependence Support" for elderly care in Asia.

<Target>

- Asian Countries (Outside Japan)
 - Government
 - Technical Intern Trainee Sending Organizations
 - Japanese language teachers, Training coordinators, etc.
 - Academia (Nursing College, Language school etc.)
 - Other international organization/agencies
- Inside Japan
 - Government (Ministry of Health & Welfare office)
 - Technical Intern Trainee Supervising Organizations
 - Self-care service organization and companies



NEW BOOKLET Nursing Care in Japan
Released in this October!

Major Contents

- Uniqueness of Nursing care in Japan
- Community-based integrated care systems
- Five elements of nursing care contributing to "support for self-dependence"

You can read the full texts from the following links.

Japanese version: https://www.kantei.go.jp/si/sing/berkouryou/ja/pdf/nursing_care.pdf

English version: https://www.kantei.go.jp/si/sing/berkouryou/en/pdf/nursing_care.pdf



Feature of "Nursing care in Japan"

- Simply explained concept and structure of "Nursing care in Japan"
- Detailed information of "self-dependence support", which is unique and important for nursing care technical intern trainees during the training period in Japan.
- Detailed information of corporates/facilities, which include training and living support given to trainees in Japan.
- Detailed example of measures taken by 11 corporates/facilities in Japan, where technical intern trainees and other foreign nursing care specialists working.



Technical Intern Training Program (Nursing Care)
Provided by Japanese government

- The Act on Proper Technical Intern Training and Protection of Technical Intern Trainees ("Technical Intern Training Act") was promulgated on November 28, 2018 and came into effect on November 1, 2019. In conjunction with enforcement of the new "Technical Intern Training Act," "Care Worker" occupations were added to the occupations.
- From the standpoint of appropriate implementation of technical intern training and protection of technical intern trainees, the Technical Intern Training Program under the Technical Intern Training Act introduced a new system for learning supervising organizations, a system of accreditation for technical intern training plans, and expanded the program for excellent supervising organizations and implementing organizations by increasing training periods and quotas for technical intern trainees.



First approach image suggested by Japan



Discussion Topics

- How can we expand the knowledge of "Nursing Care in Japan" ?
 - We published the booklet of "Nursing Care in Japan" (PDF file) on our Web-site in October 2022, but not well known in Asia yet.
 - We would like to let Philippine people or students who is interested in attractiveness and uniqueness of the nursing care in Japan and also interested in working in Japan. (i.e. healthcare majoring student at school, healthcare oriented public/private organizations etc.)
- How can we promote "Nursing Care Technical Intern Trainee System" ?
 - Nursing care inters training system are unique and different from others, which provides opportunities for learning nursing care knowledge and skills and it is a path to acquire the national qualification of care worker in Japan.

We sincerely appreciate your official support for promoting materials "Nursing Care in Japan" and increase the # of trainees coming to Japan.

English version : https://www.kantei.go.jp/si/sing/berkouryou/ja/pdf/nursing_care.pdf
Japanese version : https://www.kantei.go.jp/si/sing/berkouryou/en/pdf/nursing_care.pdf

2) ヒアリング調査により、得られた意見

① 対外 発信資 料につ いて	想定する読者の明確化に関する意見	
	・ 技能実習生に応募することを考えている学生が読むには難易度が高い反面、介護人材の送出国に積極的なアジアの国のドクター、大学、短大、専門学校、医師会などに向けた資料としては適切ではないか。	2. 送出機関 4. 送出機関
	対外発信資料における使用言語に関する意見	
	・ 例えば、ベトナムの若者向けでは、ベトナム語の資料を作成するなど、現地語化しなければ、現地の若手人材には届かない。	1. 政府系機関 3. 監理団体 10. 送出機関
	・ 英語版の資料を配布し、Google 翻訳機能を用いて、各自で現地語化して活用してもらおう手段もあるが、Google 翻訳は、一般的な用語であれば、ある程度正確に翻訳するが、介護の専門用語は難しく、正確性に問題があるかもしれない。	1. 政府系機関
	記載内容についてに関する意見	
	・ はじめて介護に関わる外国人には、内容が難しいのではないか。	1. 政府系機関
	・ 概要版（入門編）、詳細版（中級編）のような資料の分割も考えられるのではないか。	1. 政府系機関 6. 政府系機関 4. 送出機関 11. 監理団体 12. 送出機関
	・ 日本の良さについて、プラスの面を追加すると良いのではないか。（日本の自然、給与、キャリアパス、夜勤手当、資格手当等）	2. 送出機関 4. 送出機関 7. 送出機関 8. 監理団体
	・ 技能実習生の関心事（日本語の勉強法、先輩のコメント、生活面のサポート、実際の生活など）を調査し、その内容を掲載すると良い。	5. 送出機関 11. 監理団体
	・ 具体的な事例（EPA 出身の外国人スタッフが日本人新卒者を指導している、管理者になっている例など）を記載することにより、具体的サクセスストーリーをイメージしやすくなるのではないか。	4. 送出機関
	・ 自立支援、尊厳の保持の記載については、（イラストの記載で洋食と和食の選択肢を示しているが）外国人にはそもそも、洋食と和食の違いがわからず、誤解を生む可能性もある。 ・ 尊厳の保持については、細かく説明する必要がある。	8. 監理団体
	・ フィリピンは、介護に対する考え方として、何でもやってあげたい、要介護者の望む事を聞くことが良い事という認識がある。自立支援として何をするかより、何がダメかを伝えるべきで	8. 監理団体

	ある。機能向上・維持する目的を教えてあげると、外国人にはわかりやすいと思われる。	
	体裁・情報発信の形式に関する意見	
	・ 漫画、動画、SNSを活用した情報発信が有効ではないか。	1. 政府系機関 4. 送出機関 6. 政府系機関 11. 監理団体 18. 政府機関
	・ 各国で好まれるテイスト（例：色使い、使われるキャラクター、宣伝方法など）も異なるためそういった要素の付加も有効ではないか。	18. 政府機関
	・ 重要なのは、広報資料を作って終わりにしないこと、アクセス解析する、翻訳機能を付けるなどの工夫が必要である。	1. 政府系機関
② 活用方法について	・ 看護学校、職業高校、大学の教材として活用ができるのではないか。	2. 送出機関 3. 監理団体 4. 送出機関 9. 政府機関
	・ 日本語教師は介護を専門としている訳ではないので、まず、日本語教師に介護で使われる言葉などについて理解してもらい、学生への指導に役立てて頂くのが良いのではないか。資料の後半はかなり具体的なので、役に立つと思う。	3. 監理団体 4. 送出機関 18. 政府機関
	・ EPAの来日前や、来日後の研修に活用できると思う。	1. 政府系機関
	・ 資料を周知するだけでなく、資料の使い方の説明まで落とし込む必要があると思う。留学生会、日本語教師会、商工会議所にサポートを依頼することも良いかもしれない。	1. 政府系機関
③ 普及方法について	・ 介護施設の採用担当者も TESDA ¹¹ から認定を受けている学校を回ってオリエンテーションをしながら、人材獲得を進めている。そういった採用活動でも日本の介護を知ってもらう際に役立つと思う。	8. 監理団体
	・ (現地語版があれば) 事業説明会などの人材の募集活動(専門学校、短大の新卒者向け)や、日本フェア、日本に関心がある人向けに、日本の介護についての知見を広めることができるのではないか。	10. 送出機関 11. 監理団体
④ 広報先として有効	・ TESDA、POEA(フィリピン海外雇用庁)、POLO(フィリピン海外労働事務所)とは当社は介護人材の採用活動で連携しているので、そこと連携す	7. 送出機関 8. 監理団体

¹¹ Technical Education and Skills Development Authority の略。フィリピン人のスキルアップと雇用促進が目的の組織。フィリピンで教育系ビジネスを行う法人は TESDA の認定校になる必要がある。

な 方 へ の ご 紹 介 等	ると広報活動などが進めやすいと思う。紹介可能である。	
	・ タイのプラティープ財団 ¹² は日本人の関係者もいるので、SDGsの取組が進むなかで、幅広く日本の介護について普及し、人材を募集する観点でも、連携するのも一案ではないか。	10. 送出機関
⑤ そ の 他 の 意 見	・ ニュースにもなっているが、日本の介護現場における給与水準が置き去りとなっている印象がある。(アジアでは介護の認知度も低く資格がないため) 看護の資格持っている人は、カナダ、ドイツで高い給与で雇用されている。ドイツの給与は、25～30万円+ボーナスであり、日本の介護技能実習生1号の平均給与よりも高いと言われている。	1. 送出機関 6. 監理団体
	・ 実習生候補者にとって、日本語能力テスト(N4)が求められることは確かにハードルになっている。	6. 監理団体
	・ 特定技能に関しては、国内では異業種から受験する人が多い。施設側が福利厚生を充実させても退職する外国人も多い。現在は、人材の定着に注力しており、施設側と外国人の期待値のミスマッチを防ぐのが課題になっている。	4. 監理団体
	・ 技能実習生は200人位送り出しているが、介護が嫌いという人は少ない。一般的に退職・転職する人は給与等、条件面で他の施設を選んでいる。	3. 送出機関
	・ 先々週もフィリピンに行き、技能実習生候補者と面接していた。(労働者不足だからといって)誰でも良いわけではなく、継続して働ける人材を採用する必要性を強く認識している。	6 監理団体
	・ 特定技能制度ができ、キャリアパスを考えると、アンバランスが生じている。いきなり特定技能で来日する人(N4のない人材でも可能)と、技能実習4年目の人材では、コミュニケーションなどに大きな違いがある。(複雑な)ビザの仕組みと併せて説明することが難しい。	6. 監理団体

(3) 海外機関及び国内関係諸機関との連携について

国内外の政府系機関8機関へのヒアリングを行った結果、国内外5機関との連携により、1) OTIT(外国人技能実習機構)、2) 厚生労働省、3) JICWELS(国際厚生事業団)、4) フィリピン保健省、5) フィリピン移住労働者省との連携

¹² 家庭に問題ある人などの高校・大学進学などを奨学金で支援している財団 <http://www.dpf.or.th/jp/>

協力に向けた取組が進められた。

1) OTIT(外国人技能実習機構) サイトへの URL 掲載

OTIT(外国人技能実習機構)を所管する厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室の協力により、OTIT サイトに本事業の对外発信資料及び健康・医療戦略室の URL を掲載頂いた。

(<https://www.otit.go.jp/> 12月23日お知らせ欄に掲載)

2) Japan Care Worker Guide(厚生労働省補助事業) サイトへの URL 掲載

厚生労働省は、特定技能等を通じた外国人介護人材の受入れを促進するため、補助事業(令和4年度外国人介護人材受入促進事業)の一環として Japan Care Worker Guide サイト(<https://japancwg.com/ja/home/>)を運営している。厚生労働省の協力により、本事業の对外発信資料及び健康・医療戦略室の URL を掲載頂いた。

- ニュースサイトに掲載(日本語サイト:<https://japancwg.com/ja/11556/>)
- ニュースサイトに掲載(英語サイト:<https://japancwg.com/11558/>)

3) JICWELS(国際厚生事業団) 開催のイベントを通じた周知

12月6日、JICWELS がベトナムで開催したイベント(EPAに基づき、日本で働き、ベトナムに帰国した方たちを対象としたベトナム・ハノイでの同窓会において、本事業の对外発信資料の URL の周知を依頼した。

- JICWELS による同窓会のお知らせ(<https://jicwels.or.jp/?p=52421>)
- 在ベトナム日本国大使館による同窓会のお知らせ
(https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20221206EPA_ja.html)

4) フィリピン保健省との連携

フィリピン保健省では、看護・介護士向けに geriatric care プログラムを提供している。プログラムは Department of Health Academy という e-learning サイト(<https://learn.doh.gov.ph/>)を通して提供されている。協議を行ったところ、同サイトに对外発信資料の掲載を検討するとの前向きな反応を得た。

5) フィリピン移住労働者省との連携の可能性

フィリピン移住労働者省と2度ヒアリングを実施した。同省は日本への送付(介護関連を含む)を促進し、送出国として1番になることを目指しているとの

こと。今後の連携について前向きなコメントがあり、今後の普及促進につなげたいとの申し出があった。

第3章 「介護のための日本語テスト」審査に関する実証調査

1. 総括

<経緯>

アジア健康構想が目指す外国人介護人材の円滑かつ効果的な還流を促進するためには、当該国及び日本において日本語習得環境を整備する必要がある。

平成30年3月の第2回「国際・アジア健康構想協議会」において、介護の現場で外国人に必要な日本語コミュニケーション能力を調査研究する必要がある、との提言がなされた。これを踏まえ、首都大学東京と国際交流基金が、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）の委託事業として、開発を開始したCan-doステートメント¹³が、KCDSである。KCDSは、JF日本語教育スタンダード¹⁴を参照している。

平成30年度に、KCDSに基づく新たな日本語テストの評価及び審査体制に関する検討が行われ、令和元年度には、有識者検討会を組織し、当該テストに係る審査基準を検討・作成した他、当該テストの開発・運営事業者を募り、応募があった事業者について有識者検討会において審査を行った。令和2年度には、応募事業者について有識者検討会において審査を行った結果、株式会社ショウインの合格が決定した。その後、令和3年6月30日に「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」の一部改正により、「介護のための日本語テスト」が技能実習生の日本語能力要件に追加された。

令和3年度においては、複数の企業から資料請求があったものの、実際の応募には至らなかった。また、認定したテスト（CBT形式）の適正な実施確保に向けた方針の策定を行った他、試験実施事業者の間口を広げるべく、PBT形式による試験実施を容認する方針とした。

<令和4年度調査>

令和4年度は、引き続き、当該テストの開発・運営事業者の募集及び審査を実施した。また、CBT形式及びPBT形式の両形式を導入することに鑑み、応募要項や審査基準の見直しを行った。募集の結果、1事業者から応募はあったものの、審査基準に該

¹³ 日本での生活場面で求められる基礎的な日本語コミュニケーション力をCan-do Statement（「～できる」という課題遂行力を表す形）で記述し、リストにまとめたもの。

¹⁴ 国際交流基金による「JF日本語教育スタンダード」の説明

「JF日本語教育スタンダード（JFスタンダード）はコースデザイン、授業設計、評価を考えるための枠組みです。課題遂行能力（言語を使って課題を達成する能力）と、異文化理解能力（お互いの文化を理解し尊重する能力）を育成する実践をサポートし、日本語を通じた相互理解を目指します。」

当しない項目があり、不合格とした。

有識者検討会では、これまでの応募状況、他試験の試験実施機関による試験の運営・管理体制等を踏まえた既存事業者の試験実施状況の確認、今後のテストの在り方等について議論した。また、現在、外国人技能実習制度や日本語教育についての見直し¹⁵が行われている最中であることから、今後の動向を注視していくこととなった。

2. 調査内容

(1) 応募要項や審査基準等についての検証

令和3年度に、CBT形式に加え、PBT形式による試験実施を容認した。これを踏まえ、本調査では、CBT形式及びPBT形式の両形式に応じた応募要項や審査基準の見直し、審査フローの妥当性の確認、今後の審査体制等について検討を行った。

1) 応募要項、審査基準の見直し

令和3年度の審査基準（CBT形式のみ）に、PBT形式の場合に必要な観点を追加し、またCBT形式とPBT形式両方を実施する場合に試験問題や試験時間を同一にする必要があるか等の公平性・公正性の担保の観点から、審査基準の見直しを行った。審査基準の見直しにあたっては、厚生労働省人材開発統括官が技能実習評価試験の認定基準その他必要な事項を定めている「技能実習制度における移行対象職種・作業の追加等に係る事務取扱要領¹⁶」を参考とし、調査を実施した。

なお、応募事業者に審査に必要な観点を理解してもらうため、認定基準を公開することとした。

¹⁵ 日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議（令和5年1月25日）https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/nihongo_kyoin/pdf/93849801_01.pdf

¹⁶ 厚生労働省 技能実習制度における移行対象職種・作業の追加等に係る事務取扱要領
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142615_00002.html

認定基準

要件	項目	
実施主体に関する要件	1	外国人のために実施される日本語の試験に関する専門的な知見を有している。
	2	試験業務の継続実施が可能な財政上の基盤を有している。
	3	試験業務を適正かつ確実に実施するために必要な組織を有している。
	4	試験業務の継続実施のための施設・設備を確保する能力を有している。
	5	定款上、試験実施が可能である。
	6	試験業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって試験業務に不公正が生じるおそれがない（試験対策講座は実施していない、技能実習制度における監理団体や特定技能における登録支援機関等の実務担当者が試験業務に携わっていない等）。
実施体制に関する要件	7	実施方法は、コンピュータにより実施する方法（CBT：Computer Based Testing）又は紙の問題用紙と解答用紙により実施する方法（PBT：Paper Based Testing）を選択している
	8	受験者の利便性を考慮した試験の実施日程、試験会場が選定されている。
	9	試験会場において感染予防策を講じている。
	10	適切な受験料設定となっている。
	11	障害等のある受験者への合理的配慮をしている。
	12	試験業務評価に当たる者の選任の方法が適切かつ公正である（受験者の就労先の職員が試験評価に関わらないこと等）。
	13	試験を実施したときは、速やかに、合否情報を受験者に送付している。
	14	不正、情報流出等の防止策及び不測の事態発生時の対処方策が定められている。
	15	定期的に第三者による評価を受けている。
試験内容に関する要件	16	出題は日本語によることとし、内容は「JF 日本語教育スタンダード参照 介護の日本語 Can-do ステートメント（KCDS）」との対応関係からみて妥当なものである。
	17	日本語による介護現場における運用能力を測ることができる。
	読む	KCDS への対応関係及び根拠
		日本語による介護現場における運用能力を計る有効性
	書く	KCDS への対応関係及び根拠
		日本語による介護現場における運用能力を計る有効性
	聞く	KCDS への対応関係及び根拠
		日本語による介護現場における運用能力を計る有効性
	話す	KCDS への対応関係及び根拠
		日本語による介護現場における運用能力を計る有効性
	18	採点の質を確保するための方策が定められている。
19	採点前年度に実施した試験問題の一部又は全部及び試験の受験に必要な事項について公表している（公表ができる）。	
20	定期的に、試験問題の内容について評価する仕組みを設けている（解答率の分析、KCDSとの対応関係の見直し等）。	
その他	21	受験者にとって不利益のないよう、必要な情報が公表されている。

2) 審査のためのチェックリストの作成

これまで有識者は、各自の専門に関連する項目の審査を行っていた。本調査においては、試験全体を総合的に判断する必要性から、項目ごとに「審査するう

えでの留意点」及び「確認する提出書類」を整理し、有識者全員が全項目を審査できるように「審査のためのチェックリスト」を作成した。本調査では、これを用い応募書類の審査を行った。

3) 「試験実施報告書」「試験未実施報告書」様式の作成

応募要綱において、各実施主体が、毎年度の試験の実施状況を原則として翌年度の5月1日から31日までの間に内閣官房健康・医療戦略室に書面にて報告することを定めていることから、様式を作成した。

< 「試験実施報告書」 報告事項 >

- ・ 基本情報（試験実施主体、委託先機関、試験名）
- ・ 試験実施方法
- ・ 試験実施場所（試験実施地域、試験実施回数）
- ・ 試験申込者数（受験者数、合格者数）
- ・ 受験料（受験料の見直し、見直しする場合の理由）
- ・ 試験の適切な運用に向けた取組状況
- ・ 事業年度途中で、試験問題について、大きな改善を行った場合は、その改善内容、改善の必要性
- ・ その他、試験実施全般に関して生じた変更点やそれに対する対応

< 「試験未実施報告書」 報告事項 >

- ・ 基本情報（試験実施主体、委託先機関、試験名）
- ・ 試験実施方法
- ・ 試験実施場所（国内・国外・国内及び国外）
- ・ 試験未実施の理由
- ・ 次年度以降の対処方針

(2) 「介護のための日本語テスト」の開発・運営事業者の応募及び審査

「介護のための日本語テスト」の開発・運営事業者の応募及び審査を実施するため、有識者検討会を設置し、公募や審査に係る手続きを行った。

1) 公募のスケジュール

令和4年12月2日（金）～令和5年1月31日（火）： 公募
令和5年2月24日（金）： 有識者検討会における審査
令和5年3月10日（金）迄： 事業者への追加ヒアリング、再提出等

令和 5 年 3 月 15 日（水） : 審査結果の公表

2) 公募方法

健康・医療戦略推進本部 HP に募集・審査について情報および窓口を掲載した。応募者から資料請求があった場合、応募要項、認定基準等の審査に必要な書類をメールで送付した。応募者は、書類等の準備を行い、期日までに、電子媒体及び郵送にて応募してもらう形式とした。

(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryuu/pdf/kaigo_koubo_sinsa.pdf)

3) 結果

審査申込要綱等の資料請求は約 10 件あり、内、1 件より応募があった。審査の結果は不合格であった。

(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryuu/pdf/kaigo_koubo_kekka.pdf)

(3) 既存事業者や他試験実施機関の試験内容や実施状況の確認

「介護のための日本語テスト」の実施機関として認定されている株式会社ショウインの試験実施状況等について確認を行った。また、今後のより適正な運営の確保に向けて、他試験実施機関での試験運用・審査体制等を確認し、有識者検討会にて、今後の試験の在り方について議論した。

ヒアリング実施先

ヒアリング日	法人名	
令和 5 年 1 月 10 日	A 法人	他試験の試験実施機関
令和 5 年 1 月 17 日	B 法人	他試験の試験実施機関
令和 5 年 1 月 24 日	株式会社ショウイン	「介護のための日本語テスト」事業者

1) 「介護のための日本語テスト」の試験内容や実施状況の確認

令和 2 年度に認定した株式会社ショウインに、試験の実施状況等についてヒアリングを実施した。同事業者は、CBT 形式を前提に承認した事業者だが、新型コロナウイルス感染症の流行による受験者数の減少等を理由に、PBT 形式で試験を実施したいとの申請があり、令和 3 年度の有識者検討会にて PBT 形式による実施を承認した。

これまで同事業者は、令和 3 年 9 月 18 日に CBT 形式で試験を実施していた。

事務局より有識者検討会に状況を報告後、令和 4 年度の試験の実施状況を令和 5 年度以降改めて確認することとした。

2) 他試験の試験実施機関の試験実施状況の確認

「介護のための日本語テスト」の今後の参考とするため、他試験の試験実施機関の運用・管理体制等についてヒアリングを実施した。選定にあたっては、外国人向けに日本語能力を測る試験であって、国の出先機関等による公的な試験を実施している試験について、ヒアリングを実施した。

他試験実施機関の運用・管理体制等を有識者検討会に報告したところ、有識者検討会からは、特に試験問題の作成体制について意見があった。ヒアリングしたいずれの試験においても、内部の職員及び外部の専門家の複数体制にて試験問題を作成し、適宜、試験問題の見直しを実施する等していた。

(4) 「介護のための日本語テスト」の運用・審査に関する検討会

本調査では日本語教育や介護に関する有識者を含む以下の人員による有識者検討会を開催した。

	氏名	所属先・役職
座長	西原 鈴子	特定非営利活動法人日本語教育研究所 理事長
構成員 (五十音順)	及川 ゆりこ	公益社団法人日本介護福祉社会 会長
	西郡 仁朗	東京都立大学 名誉教授・客員教授
	山本 雅子	独立行政法人国際交流基金 日本語第二事業部 部長
	李 在鎬	早稲田大学院日本語教育研究科 教授

(敬称略)

有識者検討会を以下のとおり開催した。

回	開催日	議事内容
第7回	令和4年 11月21日(月)～ 28日(月) メール持回り開催	<ul style="list-style-type: none"> 審査申込要綱等の修正について 事務局説明(今期の予定)
第8回	令和5年 1月31日(火) オンライン開催	<ul style="list-style-type: none"> 試験応募状況の報告 既存事業者のこれまでの運用・実績報告 他試験の試験実施機関へのヒアリング報告 審査するうえでの留意点等について
第9回	令和5年	<ul style="list-style-type: none"> 申込事業者の審査結果について

	2月24日（金） オンライン開催	・「介護のための日本語テスト」の今後の在り方について
--	---------------------	----------------------------

① 第7回有識者検討会開催概要

令和4年度の応募要項及び審査基準の見直し案について検討した。

② 第8回有識者検討会開催概要

➤ 試験応募状況の報告

令和4年度「介護のための日本語テスト」の応募状況について、事務局より報告した。

➤ 既存事業者のこれまでの運用・実績報告

今後の審査においては、複数人の作題体制を確認することとした。

➤ 他試験の試験実施機関へのヒアリング報告

他試験実施機関の試験や作題の運用体制について、事務局より報告した。他試験においても複数人の作題体制については重要視していることから、「介護のための日本語テスト」においても、今後の審査においては、複数人の作題体制を確認することとした。

➤ 審査するうえでの留意点等について

「審査のためのチェックリスト」に、試験問題の複数人の作題体制と個人情報取り扱いについて追記することとした。また、KCDSが最新版に更新されていることから、応募事業者には伝えることとした。

③ 第9回有識者検討会開催概要

➤ 申込事業者の審査結果について

応募のあった事業者の審査を実施し、不合格にすることとした。なお、事業者に対しては、不合格の理由について、検討会の意見を補足的に伝えることとした。

➤ 「介護のための日本語テスト」の今後の在り方について

これまでの応募状況、株式会社ショウインの実施状況を踏まえ、有識者の意見を聴取した。現在、外国人技能実習制度や日本語教育についての見直しが行われている最中であることから、今後の動向を注視していくこととなった。

第4章 自立支援に資する介護の対外発信資料掲載法人へのヒアリング

1. 総括

対外発信資料に掲載の10法人を対象に、現在の外国人介護人材の受入れ状況を確認したところ、合計313名を受け入れていることが明らかとなった。国籍別内訳は、フィリピンとベトナムの2ヵ国で過半を占めていた。

対外発信資料についての印象について、外国人介護人材にヒアリングを行った結果、難易度が高いとの回答が見受けられた一方、自己学習への活用の可能性も示唆された。また、外国人介護人材は、学習や資格取得に向けた施設側の理解や支援が必要だと考えていること、介護福祉士を目指す人材が多くを占めていることが明らかになった。

2. 調査内容

対外発信資料に掲載の10法人を対象に、現在の外国人介護人材の受入れ状況及び同施設で就労する外国人介護人材に関し、書面による聞き取り調査を行い、一部について追加的なヒアリングを実施した。

(1) 法人外国人担当者向け調査

1) 外国人介護人材の受入れ状況

10法人が受け入れている外国人介護人材は、合計313名。国籍別内訳は、フィリピンとベトナムの2ヵ国で過半を占め、次いでその他の国が多くなっている。

在留資格別では、その他が最も多く、特定技能、技能実習生(1号)、在留資格「介護」が続いている。令和2年(2020年)以降、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により来日が先延ばしされていた技能実習生が1号から2号へ、2号から特定技能へと移行が進んだ影響もあったと推測される。

2) 対外発信資料の活用状況及びその他の意見

対外発信資料は、令和4年10月に健康・医療戦略室HPに掲載を行った際に、掲載事業者には周知を行っていたため、現段階(令和5年3月時点)での活用状況について、ヒアリングを行った。回答は10法人中7法人から頂いた。対外発信資料やその他意見欄への記載は以下の通り。

法人名	資料の活用	その他意見
A	現状、活用予定なし。	—
B	入国前ガイダンス、入国後研修、配属前研修等の際に活用。	—
C	外国人スタッフを受け入れしている事業所の管理職に共有して、参考にしてもらっています。	—
D	未使用。	日本の介護を紹介する資料について、次の2点を検討頂きたい。①やさしい日本語あるいは母国語での記載が望ましい。②実際の仕事についての記載がなく、来日後に説明を受けた仕事と異なる等のアンマッチの懸念がある。
E	関係機関・自治体等への啓蒙に活用しています。	東南アジア諸国の有能な人材は、日本を選ぶことなく、ハードルが低い韓国・中国・中東へ流出している現状があります。産官学が連携する人材確保の戦略を打たないと、2025年以降の介護人材不足に対応できないと考えます。
F	外国人介護人材採用後の支援策に活用。	外国人介護人材への様々な支援方策を検討。
G	一度URLを紹介したことがあったが、勉強会等で使用したことはない。	—

(2) 外国人介護人材向け調査

外国人介護人材向け調査では、83名からの回答を得ている。担当者からは、外国人の中には、自身で回答できる人材だけではなく、施設の担当者がアンケートの趣旨等を説明する必要がある、回答用紙への記入にはサポートが必要なケースも多いとのコメントもあった。

(3) 詳細ヒアリング調査**1) H 法人**

実施日	令和5年3月6日(月) 15:00-17:00	
面談方法	訪問(施設見学を含む)	
面談者	施設担当者	
	外国人介護人材	技能実習生A(1号、モンゴル出身) 特定技能生B(技能実習終了後、特定技能に移行、ミャンマー出身)

技能実習生A:

- 技能実習生1年目。コロナで2年来日が遅れた。
- モンゴルでは作業療法士の大学を卒業、日本語は1年ほど学んでから来日。
- 日本語レベルの向上を目指し、時間があれば単語帳を活用して勉強をしている。

特定技能生B:

- 技能実習生として来日、3年経過し特定技能へ移行。
- 技能実習生の時は香川県の施設で勤務。特定技能に移行する際に転職し、東京に来た。転職した理由は、給与面に加え、介護福祉士の資格取得に向けた学習支援があることなど、より良い条件を求めていたため。
- 日本語の勉強方法:教科書(ミャンマーから送ってもらって)や、インターネットを活用。
- 就労先として検討した国:アメリカと日本。日本を選択した理由は、技能実習生として先に訪日していた知人がいたから。
- 今後:介護福祉士を目指している。そのためには実務者研修を受ける必要があるが、そういった研修制度がない事業者も多く、困っている外国人介護人材も多い。研修は4月からスタートする。

施設としての外国人の受入れ状況:

- 日本人と対等の扱い、ボーナス等給与体制も同じ。外国人の管理者が既に誕生しており、外国人のロールモデルとなっている。
- 働きやすい場所として外国人の中でも評価があがっていると考えられ、口コミや紹介で採用活動ができている。監理団体や送出機関とは連携をしていない。

2) I 株式会社

実施日	令和5年3月13日(月) 15:00-16:00	
面談方法	zoom	
面談者	施設担当者	
	外国人介護	技能実習生C(2号、フィリピン出身)
	人材	技能実習生D(フィリピン出身)

技能実習生C、D:

- 対外発信資料については、漢字が多く難しいと感じた。
- 今年で技能実習3年目になるので、特定技能に移行する予定。
- 元々、フィリピンでは社会福祉の仕事をしていた。
- フィリピンで日本語の勉強をしており、年2回日本語のテストを受けていた。
- フィリピンでは、訪問介護サービスが中心であり、施設はマニラに幾つかある程度。
- 英語圏ではオーストラリア等に行く人もいるが、日本は治安の良さ、安心・安全な国として選ばれる傾向にある。
- 生活補助は、部屋代が半分補助されている。
- フィリピン人が中東に行って事件に巻き込まれたことがあって以降、フィリピン政府は治安のよい国に人を送り出したい意向が強まっていると思う。

施設としての外国人の受入れ状況:

- 直に現地を訪問し、人材育成・教育・面接・採用を行っている。これをしないと来日した際の人材の介護に関する理解のレベルが維持できない。新興国では車いすも介護用ベッドも初めて見るような人が多く、事前に教育機会を提供し、人材の育成を行うことが必要と考えている。
- 技能実習生の教育費、渡航費等は一切、受け入れる介護事業者が負担する。日本人でも一人当たり紹介料がかかるため、外国人を採用するコストと変わらない。
- (技能実習生が支払わなければいけない) 手数料のようなものは、ベトナムもフィリピンもないと思う。

3) J 法人

実施日	令和5年3月24日（金）13:00-18:00	
面談方法	訪問（オンラインによる施設見学、日本語授業見学を含む）	
面談者	施設担当者	
	外国人介護	介護副主任 E（留学生として来日、ミャンマー出身）
	人材	EPA F（フィリピン出身）

介護副主任 E：

- 技能実習生にとって、一番のハードルは日本語である。ICTの導入が進んでいない他の施設では、記録を作成する際に、漢字を書かなければならない等のハードルがある。他の介護施設では、言葉がわからない為に怒られる事も沢山あり、人間関係が上手くいかなくなることも多いと聞いている。だからこそ、来日前に少しでも日本語レベルを高めておく必要性があると思う。
- 日本語レベルを高めることが重要な最大の理由は、介護の仕事は人と接する仕事であることと、利用者に事故（転倒等）が発生した際に、手当を行う医療関係者や施設関係者等に対して、状況説明が適切に行えないと、利用者が適切な処置を受けることができない可能性があるなど、利用者に影響を及ぼすためである。

EPA F：

- EPA 介護人材として来日する前は、フィリピンにて JICWELS の日本語研修を6か月間受けていた。
- フィリピンで大学を卒業後、看護師をしていた。EPA のプログラムの紹介があり応募した。JICWELS による情報提供や教育サポートがしっかりしていたので、EPA に応募を決めた経緯がある。
- 介護福祉士資格取得の機会があるため、日本を行先にした。

施設としての外国人の受入れ状況：

- 施設では、研修センターを用意し外国人への教育体制を強化している。自前で研修センターを確保することは難しい施設も多いので、外部のサポートも有効と考えられる。
- 現場の日本人スタッフも仕事をしながら外国人支援を行うゆとりは無いことが多い。人材の教育と現場の仕事はある程度わける必要があると思う。
- 様々な体制の作り方があってと思うが、来日してから集中的に日本語と介護の知識をつけて頂くという進め方もあり得ると思う。

同法人が参画している「神戸モデル」についても、併せてヒアリングを実施した。

【神戸モデルの概要】

神戸モデルは、神戸市内の介護人材不足を補うため、介護事業者、自治体、大学の三者がスクラムを組んだ産官学連携による外国人介護人材受入れを促進するための枠組。同介護事業者は、これまで日本で働く外国人介護人材向け研修や東南アジアの学生を対象にした介護技術講義を行ってきた実績がある。大学には350人(令和5年度)の留学生在籍し、日本語教育や国際交流が盛んである。両者に自治体や政府系独立行政法人が加わることで、外国人介護人材を迎え入れる仕組みを整え、軌道に乗せる事を目指している。

本モデルの枠組みは2022年から受入れを開始しており、大きく3つの段階(来日前研修・来日後研修・介護施設での就労)に分かれている。来日前は、外国人材は、現地からリモート学習により介護に関する日本語を学習する。来日後研修では、大学の留学生として、日本語を学びつつ、介護施設で介護技術の研修を受け、特定技能1号資格取得を目指す。資格取得後は、神戸市内の介護施設での就労開始となる。

神戸モデルの基本的枠組み（[]内は実際に第一期神戸モデルの実施期間）

➤ 来日前研修（想定約6カ月間）	[R4年4-8月]
・ リモート学習で日本語を学習する期間	
➤ 来日後研修（約6カ月間）	[R4年9-R5年2月]
・ 大学にて、日本語学習・現場実習	
資格取得期間（来日後研修後半の3カ月間）	[R4年12月-R52月]
・ 特定技能1号資格取得により、留学生ビザから、特定技能1号へ移行 （ただし、留学生ビザの有効期間は来日から1年間）	
➤ 神戸市内介護施設での就労開始	[R5年2月以降]

【取組開始の背景、現在の役割と今後の展望】

- 介護事業者
 - ・ 外国人介護人材が来日に至るまでには、国ごとに異なるプロセスが存在している。公式には、ブローカーやエージェント等は存在しないと言われていても、実際には、現地ブローカーやエージェントが介在して、面談の斡旋を行うための手数料を徴収する等をしている、という話を聞く。この結果、借金を背負って来日している人が多いということが、受け入れた外国人介護人材からの話等を総合的に勘案していくと、約7年位前に明らかになった。こう

した実情を何とかしたい、という思いから取組を開始し、自治体、大学、政府系独立行政法人に協力を仰いだ。

- ・ 多くの外国人介護人材の受入れ経験をもとに、外国人向け介護の実務・日本語教育研修を行っており、モデル施設としての役割を担っている。
- ・ 留学生は、大学と当事業者研修センターで一定期間（6カ月位）の研修を終えた後、特定技能1号資格を取得し、神戸市内の他の施設で就労しながら、当事業者研修センターで介護福祉士試験の合格を目指す（3年）ことを想定している。
- ・ 今後は、神戸市内で働く外国人介護人材に対しての学習・生活支援や在留等についてのサポートも想定している。

➤ 大学

- ・ 当大学には350人（令和5年度）の留学生が在籍し、日本語教育や国際交流が盛んであることから、市の「令和4年度若手研究者向け研究活動経費助成金」に応募し、調査・研究（「外国人介護人材育成における日本語学習ストラテジー—産官学連携による「特定技能（介護）」受入れスキーム（神戸モデル）の確立—」）を行うことにより、受入れスキームの研究を行った。
- ・ 留学生の日本語教育や、日本での生活スタートアップサポート（学生寮の提供や生活支援）などを行っている。
- ・ ベトナムの医療・看護専門学校と当大学が学校間協定を結び、留学生として受入れを行っている。
- ・ ベトナムの医療・看護専門学校の生徒は中所得層の家庭の人が多く、経済的インセンティブよりも、日本に興味がある層が多いことが判明している。今後は日本に興味を持つ世代を有する公的機関や学校がターゲットになると考えている。また、経済的インセンティブを求める層も一定数あると思う。更に、提携する学校の選択を変え、ベトナムの中部・東部への展開や、他の国に広げていくことも考えている。

➤ 政府系独立行政法人

- ・ 当法人の強みは海外拠点があることであり、当初は本案件介護人材送出機関である医療・看護専門学校に海外協力隊の派遣を行い日本語レベルの向上を目指していたが、同学校が公的機関ではないことと、規模が小さいことから対象外となった。代替方法として、海外協力隊の社会還元の一環として、海外協力隊OV（オールド・ボランティア）で日本語教師・海外経験者を本モデルに組み込み、現在は来日前のオンライン日本語学習支援に携わり、また、現地での関係機関を通じた入国前の日本文化マナー研修開催の調整等に協

力している。また、同学校が所在する地方部では日本人と接する機会が少ないので、現地に住む協力隊OV等と調整し、日本人と交流する機会を増やすことにより、安心感を醸成したいと考えている。

- ・ 長期的には神戸で育てた人材を、草の根技術協力等で、現地の医療教育機関等に還流していくことを目指している。
- ・ ベトナムでは、高所得者層の高齢者を預ける介護施設がないので、タイやシンガポールの施設に親を滞在させていると聞いている。今後高齢者の増加が予想されているベトナムでは、確実に介護サービスのニーズも高まっていくと考えられる。

➤ 自治体

- ・ 当市では、今後介護人材が年間3,000人不足する見込みである。人手不足への対応は、当市の介護担当課が担当している一方で、外国人人材は弱い立場で入ってくる実情があり、「外国人に選ばれる国になるにはどうしたら良いか」という視点で、国際の担当課として取組を始めた。
- ・ 外国人へは、来日前後の研修費、渡航費、来日後の家財・物品などを財政面から支援すると同時に、行政イベントへの招待、市内介護事業者に対する外国人介護人材の広報活動などを行っている。
- ・ 今後は、市内介護事業者に就労した外国人介護人材に対する学習支援、家賃の助成、就労後の活動に関する広報活動を主に行う予定である。

【今後の神戸モデルの展開・目標】

- 第1期：4名
- 第2期：4名
- 今後目標は20名／年間を想定（軌道にのれば、政府系独立行政法人のチャネル等も活用し、4月と10月に各10名ずつの受入れを目標としている）
- 特定技能対象となる他13業種からの問い合わせも多数いただいているが、まず介護分野を軌道にのせて地域課題を解決することを優先させたいと考えている。

第 5 章 まとめ

対外発信資料「日本における介護」について、国内外の政府系機関及び介護に関連する団体に対するヒアリング調査を行った。対外発信資料の活用・普及方策については、主な意見として、技能実習生を希望している学生が読むには難易度が高い、という意見があった一方で、技能実習生向けに現地で日本語を教える教師等関係者には参考になるという意見が聞かれ、現地教育機関や関連団体等での活用の可能性についての示唆も得ることができた。

情報発信の方法としては、動画や SNS 等の活用に加え、海外現地での教育機関（大学、専門学校等）や政府系機関との連携、情報の多言語化などが有効ではないかとの指摘があった。

令和 4 年度の具体的取組として、関係機関との連携については、OTIT(外国人技能実習機構)ホームページ及び厚生労働省の Japan Care Worker Guide ホームページへの同資料の掲載に至り、対外発信資料の閲覧回数の増加につながるなどの成果を得た。加えて、その他、海外の関係機関（フィリピン保健省、フィリピン移住労働者省）との協議も行った。また、国内外へのヒアリングを通じ、広報先として有効と考えられる個人や団体の紹介を得たほか、ヒアリング先の広報や教育部門での活用を検討する等の前向きな反応を得た。

対外発信資料に掲載の 10 法人を対象に、現在の外国人介護人材の受入れ状況を確認したところ、合計 313 名を受け入れていた。また、日本で就労している外国人介護人材へのヒアリングでは、技能実習生から特定技能へ移行している外国人は、介護福祉士資格の取得を目指している人材が多く、施設側の理解や支援が重要だと考えていることが明らかになった。

送出機関や監理団体へのヒアリングから、ベトナムやフィリピンでは、介護人材の獲得競争が激化してきているとの指摘があった。現地で直接採用活動を行っている介護施設関係者からも、従来に比べて良い人材を獲得することが難しくなっているため、施設側はより魅力的な人材の受入体制を構築する必要があるとの意見があった。

「介護のための日本語テスト」は、令和 3 年度に CBT 形式及び PBT 形式の両形式を認めたことから、本調査では応募要項や審査基準等の見直しを行い、当該テストの開発・運営事業者の募集及び審査を実施した。昨年度よりも長期間の公募を行ったものの、有識者検討会による審査の結果、事業者の認定には至らなかった。

新型コロナウイルス感染症により、一時的に入国者数は減少したため、今後の動向を注視する必要があるものの、法務省の「職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留

者数」、出入国在留管理庁の「在留外国人統計」や「特定技能在留外国人数」によると、介護職種の技能実習生や外国人介護人材（「特定技能」や在留資格「介護」等）自体の在留者数は年々増加傾向にある。現在、外国人技能実習制度や日本語教育についての見直しが行われている最中であることから、今後の動向を踏まえつつ、引き続き、適切に運営していくことが求められる。

以上

